

都留市役所から、
さまざまな生活情報をお伝えするコーナーです。

問合せ先：大月税務署 ☎(22)3151
税務課

Clip! 所得稅・住民稅の申告期間は、2/18(月)～3/15(金)です!

所得稅・贈与稅の申告は、e-Tax(電子申告)で!
操作に関するお問合せは、☎0570(01)5901

e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

東日本大震災で被災した地方公共団体への義援金などについて
被災した地方公共団体への寄附金及び義援金、日本赤十字社や中央共同募金会が受け入れる義援金、政府が受け付ける義援金は、所得稅・個人住民稅ともに寄附金控除の対象となります。

住民稅の寄附金控除
国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得稅の確定申告を行うことで控除を受けることができます。
また、以下の寄附金は個人住民稅の寄附金控除の対象となります。(個人住民稅の寄附金税額控除を受けるためには、所得稅の確定申告もしくは個人住民稅の申告を行う必要があります。)
◆都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと寄附金)
◆住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
◆国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金
※「国」に対する寄附金及び「政党等」に対する政治活動に関する寄附金を除く

住民稅の寄附金控除

申告が必要な方

平成25年1月1日現在市内に住所のある方で、平成24年中の所得について、次に該当する方は申告が必要になります。
■事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のある方
■給与所得(アルバイト・パート、専従者給与も含みます。)で次に該当する方

- ア 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- イ 平成24年中に退職し、再就職していない方
- ウ 給与所得以外に他の所得のある方(給与所得以外の所得が20万円以下で所得稅の確定申告をする必要のない方も住民稅の申告は必要になります。)
- エ 給与の支払いを2カ所以上から受けている方
- オ 配当所得がある方で次に該当する方
- カ 非上場株式の配当所得のある方
- キ 上場株式の配当所得のうち、発行済株式総数の5%以上を所有する方
- ク 市外在住者の税法上の被扶養者になつていない方
- ケ 医療費控除の適用を受ける方(年間10万円以上あるいは所得金額の5%以上の医療費の支払いがある方)
- コ 寄附金控除の適用を受ける方
- サ 住宅ローン控除の適用を受ける方(給与所得者は2年目以降、年末調整で控除の適用が受けられます。)

申告が必要ない方

■給与所得のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
■公的年金など収入金額が400万円以下で、年金支払者から市に公的年金等支払報告書が提出されていて、他に収入がない方
※ただし、申告することにより各種控除を適用することで、源泉徴収された所得稅が還付される場合があります。また、住民稅額は、控除適用後の額で計算されます。
■市内在住者の税法上の被扶養者になつていない方
※年金・福祉・公営住宅・教育など必要なのは、申告が必要です。

申告に必要なもの

■印鑑
■平成24年中の所得のわかるもの
○給与↓源泉徴収票又は給与明細書

収入がない方や収入が障害年金又は遺族年金のみの方も申告が必要になります。この場合、お電話での申告を受け付けます。
※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている場合は、所得の状況により保険稅(料)の軽減を受けることができますが、申告をされていないと、この軽減を受けることができません。また、介護保険についても高い所得段階での保険料となります。

平成24年分の申告書の提出及び納稅の期限

所得稅	3月15日(金)
贈与稅	
個人事業者の消費稅及び地方消費稅	4月1日(月)

○国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも稅務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、是非ご利用ください。

納稅には、口座振替をご利用ください。

○口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、「申告書の提出及び納稅の期限」までに稅務署に提出(郵送)してください。
○「口座振替依頼書」は、稅務署及び金融機関に用意してあります。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されていますので、切り離してご利用ください。なお、国税庁ホームページからもダウンロードすることができます。

振替日：所得稅 4月22日(月)
個人事業者の消費稅及び地方消費稅 4月24日(水)

申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期日	申告会場及び相談時間	
全地区	市内全域(指定日に申告できない方)	2月18日(月)	市役所稅務課 (8時30分～17時15分)	
		2月19日(火)		
盛里	盛里地区	2月20日(水)	盛里地域コミュニティセンター (9時30分～16時)	
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗 下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	2月21日(木)	宝地域コミュニティセンター (9時30分～16時)	
		2月22日(金)		
禾生	田野倉・大原・田野倉団地 四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・サトウ井倉	2月25日(月)	禾生地域コミュニティセンター (9時30分～16時)	
		2月26日(火)		
東桂	古川渡・小形山・川茂 十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩 桂町・境 鹿留(宮下・沖・古渡)	2月27日(水)	東桂地域コミュニティセンター (9時30分～16時)	
		2月28日(木)		
下谷・三吉	下谷1～4丁目・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3月1日(金)	いきいきプラザ都留 2階機能訓練室 (9時30分～16時)	
		3月4日(月)		
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3月5日(火)	市役所稅務課 (8時30分～19時)	
田原・上谷	田原1～4丁目・上谷	3月6日(水)		
上谷	上谷1～6丁目	3月7日(木)		
中央・つる	中央1～4丁目・つる1～2丁目	3月8日(金)		
つる・羽根子	つる3～5丁目・羽根子	3月11日(月)		
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	3月12日(火)		
		3月13日(水)		
		3月14日(木)		
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	3月15日(金)		市役所稅務課 (8時30分～17時15分)

※土日を除く3月6日(水)から3月14日(木)の間は、19時まで市役所稅務課にて相談に応じます。(ただし、15日(金)は、17:15まで)

医療費控除を受ける方

事前に領収書を集計し、医療費の明細書を作成して領収書と一緒に持ちください(下記参照)。
●医療を受けた人ごと、医療機関ごとに24年中の領収書をまとめ、合計額を計算し、明細書に記入してください。
※交通費は、バス・電車などの公共交通機関のみ対象となり、タクシーや自家用車(ガソリン代、高速料金など)は医療費控除の対象なりません。
※力ゼ薬などの購入費は控除の対象となりますが、ビタミン剤などの購入費は対象なりません。
※健康診断の費用は対象なりません。

医療費控除の領収書の集計方法及び明細書の作成例

医療を受けた方	続柄	病院・薬局などの名称	医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費 (420円×2(往復)×15日)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合計			176,250円	23,000円

住宅借入金等特別稅額控除

必要書類を添付して所得稅の確定申告をおこなう必要があります。(給与所得者は2年目以降、年末調整で控除を適用できます。)詳細については稅務署にお問合せください。
平成11年から平成18年までに入居した方、または、平成21年から平成25年までに入居した方について所得稅から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民稅から控除します。

Clip!

パブリック・コメントを募集します

問合せ先：記事をご覧ください

次の案件に対して、市民の皆さんの「パブリック・コメント」を募集します。

「食育つる推進プラン」

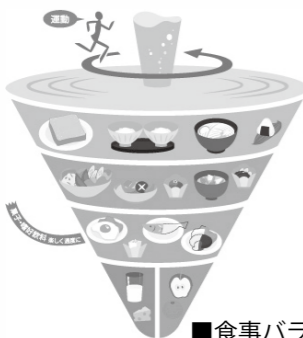
目的・趣旨
市では、平成19年3月に「食育つる推進プラン」を策定し、「第5次長期総合計画」に掲げる「健康ではつらつと暮らせるまちづくり」の実現に向け、「生涯にわたる健全な食生活の維持のための食育の推進」に努めてまいりました。計画期間の終了にあたり、引き続きすべての市民の皆さんが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことを目標として、新たなプランを策定いたします。プランの策定にあたり、パブリックコメント制度に基づき公表し、市民の皆さんから推進内容などについて意見を募集します。

公表及び意見の募集期間
2月25日(月)～3月15日(金)

意見の提出方法
次のいずれかの方法によりご意見をお寄せください。

- 直接提出
- 郵送にて提出

〒402-8501
(住所不詳)



■食事バランスガイド

Clip!

東部地域の新設高等学校の校名を募集します

問合せ先：記事をご覧ください

県では、谷村工業高等学校と桂高等学校を再編し、平成26年4月(予定)に、現在の谷村工業高等学校の敷地に新たな高等学校を設置します。

新設する高等学校の名称については、広く県民の皆様からアイデアを募集しますので、左記によりご応募ください。

なお、本募集は校名に関するアイデアを募集するものであり、応募数の多い校名に決定するものではありません。

募集期間
2月6日(水)～
3月22日(金)【必着】

応募方法
左の提出先に、電子メールまたは郵便はがきで応募してください。

記載事項
「高等学校の校名、ふりがな、その理由」及び「応募者の氏名・住所・電話番号」

提出先
〒400-8504
甲府市丸の内1-6-1
山梨県教育庁新しい学校づくり推進室 校名募集係 宛
gakusui@pref.yamanashi.jp

問合せ先
新しい学校づくり推進室
☎055(223)1767
FAX055(223)1768

Clip!

保健師臨時職員募集

問合せ先：行政管理課 職員担当

■募集人員 1名

■応募資格(日本国籍を有し、次の条件をすべて満たす方)

- ・保健師の資格を有する方
- ・普通自動車免許を有し、日常的に運転されている方
- ・パソコンなどで文書作成可能な方

・地方公務員法第16条の欠落条項に該当しない方

■勤務場所 健康推進課 保健・予防担当(いきいきプラザ都留内)

■勤務時間 月(金) 8時30分～17時15分

■業務内容 保健師業務

■雇用期間 平成25年4月～平成26年3月(最長1年)

■申込 2月20日(水)までに「履歴書(写真添付のこと)」、「資格証明書(写真の写し)」、「職務経歴書」、「納税状況調査に関する同意書」を行政管理課職員担当へご提出ください。

※様式は、市ホームページからダウンロードできます。

■選考方法 書類選考(1次選考)と面接選考(2次選考)を実施します。面接選考は書類選考で選考された方を対象に実施します。

■賃金 月額 10,075円

■その他 社会保険等あり

Clip!

山梨県老人医療費助成制度廃止のお知らせ

問合せ先：市民生活課 年金・医療担当

■経過措置の期間：平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

項目	摘要
対象者	昭和20年3月31日以前生まれで、市町村税非課税世帯であり、平成25年3月31日時点で老人医療費受給者証の交付を受けている方 ※有効期限は70歳のお誕生日を迎えられる月の末日(1日生まれの方はお誕生日の前日)まで
受給者証交付	毎年7月下旬に、上記対象者のうち資格が継続される方に対し、申請書を送付いたします。
助成の対象となる診療期間	70歳のお誕生日を迎えられる月の末日(1日生まれの方はお誕生日の前日)まで ※最長で平成27年3月31日診療分まで
未申請の診療分があった場合の受付期間	診療を受けた日から起算して2年間 ※制度廃止前の未申請の診療分も同様

都留市にお住いの、68歳・69歳で市町村税非課税世帯の方を対象に実施している医療費の助成制度が、平成25年3月31日限りで廃止となります。平成25年4月1日以降は、新たに資格を取得することができなくなります。なお、平成25年3月31日までに受給者となった方については、70歳のお誕生日を迎えられる月の末日(1日生まれの方はお誕生日の前日)までご利用いただけます。医療費の自己負担額が急変するのを防ぐため、経過措置の期間が設けられています。詳細については次のとおりです。

Q&A(よくあるご質問)

Q. かなり以前に診療を受けた分の申請を忘れていたのですが、廃止前にかかった医療費は申請すると助成されますか。
A. 廃止以前に老人医療費受給者証をお持ちになっていた方であれば、診療を受けた日から起算して、2年間は受付いたします。

Q. 申請方法に変更はありますか。
A. 申請方法に変更ありません。ご本人の印かんと医療機関から発行された領収書、預貯金の口座番号がわかるものを持参のうえ、申請してください。

Clip!

第16回都留市男女共同参画推進フェスティバル開催

問合せ先：政策形成課 政策担当

～震災に 今学び 広げよう つなげよう 参画社会～

3・11に発生した東日本大震災の教訓から、世代や立場の違いによらず、自治会やとなり近所などの人々とのつながりの重要性が再認識されることも、男性、女性双方の視点に立った災害への事前対策やまちづくりの必要性が求められています。

今回のフェスティバルは、震災をテーマに、私たちが住む地域の、これからのまちづくりについて考えるきっかけの場とすることを目的に開催します。

参加を機に、多くの人のつながりを築き、震災のこと、あなたの大切な人のこと、そして私たちが住むまちのこと、一緒に考えてみませんか。

日時
2月16日(土)
13時30分～16時 受付13時～

場所
県立男女共同参画推進センター
びゅあ富士 大研修室(3階)

内容
○オープニングセレモニー
宝保育所園児による「火の用心行進」
○講演会
講師・宗片恵美子さん
東日本大震災発生時、被災地の避難所において女性のためのポ



ランティア団体「せんたくネット」を立ち上げるなど、防災に女性の声を届ける活動を行っています。

○イベント
都留市男女共同参画推進委員会
都留市女性団体連絡協議会
主催

共催
県立男女共同参画推進センター
びゅあ富士

※入場無料(どなたでもご自由にご参加ください。)

※講演中、3歳～8歳までのお子様を都留文科大環境学習サークル「GWL(グロウワイルドライフ)」がお預かりします。希望される方は2月8日(金)までに市政策形成課まで電話でご連絡ください。(人数制限あり)

■VS(バーサス)企画による、岩手県釜石市の「想いの木」。多くの人々の復興へのメッセージが書き込まれています。

Clip!

平成24年度都留市職員採用試験(消防職)の実施について

問合せ先：行政管理課
職員担当

■**採用予定人員**
消防職「道志出張所勤務」(上級または初級)1名

■**受験資格**
地方公務員法第16条の欠格条項のいずれかに該当する者、または日本国籍を有しない者は受験できません。

■**消防職(上級)**
・昭和60年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業(平成25年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する方

■**消防職(初級)**
・昭和63年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、高等学校を卒業(平成25年3月卒業見込みを含む)以上、またはこれと同等以上の資格を有する方

■**初級・上級共通事項**
・普通自動車運転免許(取得見込みを含み、オートマチック限定免許を除く)を有する方
・採用時以後、勤務地に居住できる方

■**身体的要件**
男性・身長おおむね160センチ以上、体重おおむね50キロ以上。
女性・身長おおむね155センチ以上、体重おおむね45キロ以上。

■**試験日及び会場**
第1次試験 平成25年2月24日(日) 都留市役所2階第一会議室
第2次試験(第1次試験合格者のみ) 平成25年3月上旬

■**試験の方法**
第1次試験(筆記試験)
一般教養試験、適性検査
第2次試験
面接、作文、体力検査

■**合格発表**
第1次試験 3月上旬
第2次試験 3月中旬

問合せ先：行政管理課
職員担当

Clip!

介護保険認定調査員(嘱託職員)募集

■**募集人員** 1名

■**応募資格**(日本国籍を有し、次の条件をすべて満たす方)
・介護支援専門員または、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有する方
・普通自動車免許を有し、日常的に運転されている方
・パソコンで文書作成可能な方
・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

■**勤務場所**
健康推進課 介護保険担当
(いきいきプラザ都留内)

■**勤務時間**
月～金 9時～17時15分

■**業務内容**
要介護認定の申請のための調査業務・相談業務。
介護保険関連業務。訪問あり。(都留市内中心、近隣区市町村あり)

■**雇用期間**
平成25年4月1日～平成26年3月31日

■**申込**
2月25日(月)までに「履歴書(写真添付のこと)」、「資格証明書の写し」、「職務経歴書」、「納税状況調査に関する同意書」を行政管理課職員担当へご提出ください。

■**選考方法**
書類選考(1次選考)と面接選考(2次選考)を実施します。面接選考は、書類選考で選考された方を対象に実施します。

■**賃金**
月額207,200円

■**その他**
通勤に伴う費用は、通勤距離2キロメートル以上で規程に基づき支給します。社会保険等、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。年次有給休暇有り。

Clip!

都留市立病院・介護老人保健施設「つる」職員募集

問合せ先：市立病院庶務担当
☎(45)1811(内線206)

■**採用予定人員**
助産師・看護師(3名程度)、臨床工学技士(1名)

■**受験資格**
地方公務員法第16条の欠格条項のいずれかに該当する者、または日本国籍を有しない者は受験できません。

■**助産師・看護師**
・昭和47年4月2日以降に生まれた方で平成25年3月卒業見込の方(助産師免許又は看護師免許取得見込みの方)
・昭和42年4月2日以降に生まれた方で既に助産師免許又は看護師免許を有する方

■**臨床工学技士**
・昭和57年4月2日以降に生まれた方で平成25年3月卒業見込の方(臨床工学技士免許取得見込みの方)
・昭和42年4月2日以降に生まれた方で既に臨床工学技士免許を有する方

■**採用予定年月日**
平成25年4月1日

■**受験手続及び受付期間**
平成25年2月4日(月)から平成25年2月22日(金)までに応募書類を都留市立病院事務局庶務担当まで提出してください。(郵送可)

■**応募書類**
受験申込書・身上書付履歴書・受験職種(免許証)の写し(有資格者)・卒業見込証明書(平成25年3月卒業見込者)・写真1枚(身上書付履歴書に貼付したものと同じ写真〔4センチ×3センチ〕裏に氏名記入のこと)・郵送による応募の場合は、受験票返送用封筒(長形3号封筒に住所及び氏名を記入のうえ、80円切手を貼付のこと)

■**試験日及び会場・試験の方法**
平成25年3月9日(土) 都留市立病院2階会議室
一般教養試験(臨床工学技士職のみ)、作文試験、面接試験

■**合格発表**
平成25年3月22日予定

問合せ先：行政管理課
職員担当

Clip!

地域包括支援センター嘱託職員募集

■**募集人員** 1名

■**応募資格**(日本国籍を有し、次の条件をすべて満たす方)
・保健師若しくは、看護師の資格を有する方
(介護支援専門員の資格を有する方が望ましい。)
・普通自動車免許を有し、日常的に運転されている方
・パソコンなどで文書作成可能な方
・地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

■**勤務場所**
健康推進課
地域包括支援センター
(いきいきプラザ都留内)

■**勤務時間**
月～金 9時～17時15分

■**業務内容**
都留市地域包括支援センターで実施する介護予防関連業務(訪問、相談など)。介護保険関連業務。

■**雇用期間**
平成25年4月1日～平成26年3月31日

■**申込**
2月25日(月)までに「履歴書(写真添付のこと)」、「資格証明書の写し」、「職務経歴書」、「納税状況調査に関する同意書」を行政管理課職員担当へご提出ください。

■**選考方法**
書類選考(1次選考)と面接選考(2次選考)を実施します。面接選考は、書類選考で選考された方を対象に実施します。

■**賃金**
保健師 月額237,300円
看護師 月額216,800円

■**その他**
社会保険等、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の各要件に該当する場合は加入します。年次有給休暇有り。

Clip!

平成24年度第3回「認知症サポーター養成講座」開催

問合せ・申込先：健康推進課
包括支援センター ☎(46)5114



オレンジリングはサポーターの証

講座を受けた人を認知症サポーターといいます。現在都留市では1,311人のサポーターがいます。サポーターは認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を暖かく見守る応援者です。受講してまずはあなたが理解者になりましょう。

日時 3月6日(水)
18時30分～20時

場所 都留市文化会館
1階会議室

講師 都留市地域包括支援センター職員

内容 認知症の症状、治療予防および対応など話し合いをしながらわかりやすく講話します。

対象 主に市内に在住する人

費用 無料

申込 前日までにお申込みください。

認知症サポーターの役割

1. 認知症という病気を正しく知る。
病気を理解することによってその人への支援を考えられる
2. 「自分達の問題である」という認識を持つ。
「認知症」を身近な問題として受け止め、自分たちにもいつ起こるかわからないと理解する
3. 地域の中で見守る、支える。
地域でどんなことができるか考えていく



Clip!

年に1回「特定健診」を受診しましょう!!

問合せ先：市民生活課 年金・医療担当
健康推進課 保健・予防担当 ☎(46)5112

対象者
特定健診の対象者は40歳以上74歳以下の国民健康保険や被用者保険(健康保険組合や共済組合などの医療保険)の被保険者と被扶養者の全員が対象です。また、これまで市で受診していた方についても、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が実施の主体となりました。

内容
■基本的健診(必須項目)

- 身体計測や血圧測定など
- 中性脂肪など脂質を調べる検査
- 血糖など代謝系を調べる検査
- 肝機能を調べる検査
- 尿・腎機能を調べる検査

特定健診は、平成20年度からスタートしたメタボリックシンドローム及び予備群の発見に着目した健康診査です。

内臓脂肪の蓄積を調べるための「腹囲の計測」や「BMI測定」のほか「血圧測定」「血糖検査」「脂質検査」「肝機能検査」を行います。また「問診」を行い、生活習慣に関する質問をします。

特定健診を必ず受けて、あなたの健康を守りましょう。健康は、快適な毎日、家族の安心、医療費の安定につながります。

■詳細な健診(医師が必要と判断した方)

- 赤血球数など貧血を調べる検査
- 心電図検査や眼底検査

■受診方法
実施主体である国保や健保組合などの医療保険者から、受診機関・受診日などについてお知らせなどが送られてきます。費用は各医療保険者で異なりますのでご確認ください。都留市国民健康保険の被保険者は広報つる4月号をご覧ください。

■保健指導の内容
特定健診の結果、受診者は「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3区分に分類されます。このうち「動機付け支援」「積極的支援」に区分された方を対象に実施します。



Clip!

都留市ファミリー・サポート・センター会員の募集

申込・問合せ先：記事をご覧ください

ファミリー・サポート・センターでは、3月1日の開始にあたり会員を募集しています。援助活動を受けるには、事前登録が必要です。お早目に登録をお願いします。

会員の条件

- ・都留市に住所を有する方。または、市内に通勤をしている方。
- ・生後3ヶ月～小学校6年生までの児童の保護者で、育児の援助を必要としている方。
- ・提供会員
- ・都留市に住所を有し、心身ともに健康で20歳以上の方。
- ※会員登録後に養成講座を実施します。
- ・両方会員
- ・依頼会員、提供会員として活動できる方。

おもな援助活動
依頼会員の就労、疾病、事故、冠婚葬祭などの都合により家庭で保育を行うことが出来ない場合に、次の活動を行います。

- ・保育園などへの子どもの送迎。
- ・保育園、学校、学童保育などの終了後、子どもを預かること。
- ・保育園などが休日の時、子どもを預かること。
- ・会員の子育て支援を行うために必要な援助を行うこと。

申込・問合せ先
都留市ファミリー・サポート・センター(社会福祉法人都留市社会福祉協議会)
☎(46)5115
FAX(46)5103
電子メール
tsuru-shakyo@sage.ocn.ne.jp

都留市ファミリー・サポート・センター利用料助成制度について
住民税非課税世帯の方は、下記の利用基準1時間につき200円の助成が受けられます。利用料の助成を受けるには、福祉課で事前登録を受けてください。

依頼会員1カ月の助成金は、10,000円が限度になります。

問合せ先
福祉課子育て支援担当
☎(46)5112

■利用料の基準

活動日	活動時間帯	利用料	
		1時間の単位	1時間を超えて30分ごと
平日(月～金)	7:00～19:00	700円	350円
	上記以外の時間	800円	400円
土・日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)	7:00～19:00	800円	400円
	上記以外の時間	900円	450円

※子どもの送迎などに係る交通費、その他、食事・おやつなど実費がかかる場合は別途いただきます。
※兄弟を預かる場合は、2人目から報酬額が半額となります。

Clip!

未来を拓く都留まちづくり会議を開催します

問合せ先：行政管理課
秘書・広報担当(広報)

今年も各地域において、市の課題などを市民の皆さんと話し合う「未来を拓く都留まちづくり会議」を開催します。

地域ごとに開催しますが、どの地域の会議に参加しても構いません。ぜひご出席いただき、ご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

テーマ
・土砂災害ハザードマップについて
・その他

日程

- 2月6日(水)
市役所3階大会議室
- 2月7日(木)
東桂地域コミュニティセンター
- 2月12日(火)
禾生地域コミュニティセンター
- 2月13日(水)
盛里公民館
- 2月15日(金)
宝公民館

時間
毎回19時～

Clip!

公的個人認証サービスの電子証明書の発行を受けている方へ

問合せ先：市民生活課
市民生活担当

電子証明書の有効期間は3年間です。有効期間を過ぎてしまうと、国税の電子申告(e-Tax)などの電子申請・届出に使うことができなくなりますので、引き続きご利用になる場合には更新手続きをしてください。

電子証明書の有効期限の確認方法
ご自分の電子証明書の有効期限の確認方法につきましては、公的個人認証サービスポータルサイト内のオンライン窓口をご覧ください。
(<http://www.jpki.go.jp/>)

※住民基本台帳カード(以下住基カード)の表面に印字されている有効期限は、住基カードの有効期限(発行後10年間)であり、カードに格納した電子証明書の有効期限とは異なりますのでご注意ください。

電子証明書の更新方法
電子証明書の更新手続きは、有効期間満了日の3カ月前から行うことができます。

申請できる人
本人

申請に必要なもの
更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード
手数料500円

※お手持ちの住基カードが写真付きのカードでない場合は、顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証、パスポートなど)をお持ちください。

申請窓口

市民生活課 市民生活担当

受付時間

9時～17時

※申請及び交付に混雑が予想されるため、時間に余裕を持ってお越しください。



■このICチップに電子証明書情報が格納してあります。

子育て情報コーナー
ピカチビ

今月の「ふれあい・子育てサロン」

親子一緒にのサロン

日時 2月18日(月)

場所 いきいきプラザ都留2階

持ち物 各自必要なもの

費用 100円

託児サロン

※2月の託児サロンはお休みです

申込・問合せ先 市社会福祉協議会

☎(46)5115



よみきかせボランティア
「ひびきの会」の読み聞かせ
※2月はお休みです。

こぐまクラブの
「くまのちいさなおはなし会」
※2月はお休みです。

こぶたの会の
「ワクワク」おはなし会
※2月はお休みです。

ベビーヨガ&マッサージ
ベビーヨガ、マッサージのほか、製作やおうたあそび、赤ちゃんのお話など行います。

日時 2月25日(月)10時30分～
場所 いきいきプラザ都留2階
対象 3カ月～1歳(要申込み)
参加費 500円
持ち物 バスタオル、飲み物
申込・問合せ先
☎090(7710)2389
サークルバンビィ(友野)

